

公益財団法人常盤同郷会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人常盤同郷会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を愛媛県松山市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、わが国文化の向上、国力の進展に寄与するため、青少年の奨学育英事業を行い、社会有為の人材を育成することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

(1) 秋山好古・眞之兄弟の人物博物館事業

本部地における秋山兄弟生誕地等において、青少年及び一般入場者に対する秋山好古、秋山眞之兄弟の人物とその生涯についての説明と資料の展示

(2) 体育の補導

本部地において、青少年を対象とした柔道、合気道等の体育の補導

(3) 常盤同郷会賞の授与

松山市と周辺の高専から、学業操行優秀者のうち特に社会奉仕の実践活動において優れた生徒を1名乃至2名の推薦を受け、当該生徒に常盤同郷会賞を卒業時に授与

(4) 学生寮の経営

東京都内に学生寮を設置し、主として愛媛県出身の学生が、関東地区の大学等に進学する際の経済的利便性を与え、かつ寮生活を通じた人格形成の場を提供

(5) 学資の給与

資性俊秀にして身体健全であるが、経済的理由により修学困難な高校生以上の学生に対する学資の給与又は貸与

(6) その他、この法人の公益目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行なうために不可欠な別表第1の財産及び別表第2の財産は、この法人の基本財産とする。